

大分県企業局の事業年度評価実施要領

令和3年8月4日
大分県企業局経営評価委員会

大分県企業局経営評価委員会（以下「委員会」という。）において大分県企業局（以下「企業局」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を実施するにあたっては、「大分県企業局経営戦略アクションプラン等評価基本方針」（令和3年8月4日決定）を踏まえながら、下記に示した方針及び評価方法等により実施するものとする。
（地方独立行政法人法第28条第1項の規定を準用）

1 評価の方針

- （1）年度評価は、経営理念の実現に向けた企業局の事業の進行状況を確認する観点から行う。
- （2）年度評価の積み重ねが、大分県企業局経営戦略アクションプラン（以下「プラン」という。）の期間終了時における企業局の自主的な組織や業務全般の見直しの基礎になることに留意する。

2 評価の方法

- （1）年度評価は、「個別評価」と「全体評価」により行う。
- （2）「個別評価」は、当該年度の年度計画に定めた事項ごとにその実施状況を確認することにより、各年度におけるプランの各事項の進行状況を確認する。
- （3）「全体評価」は、個別評価の結果等を踏まえつつ、プランの進行状況全体について総合的に評価する。

3 個別評価の具体的方法

「①企業局による内部評価」及び「②委員会による外部評価」により行い、それぞれの具体的方法は次のとおりとする。

① 企業局による内部評価

企業局において、年度計画の記載事項ごとに以下の3種類によりその進行状況を示すこととする。

- ・Ⅰ…良好な実施状況にある（=100%以上）
- ・Ⅱ…概ね年度計画通り実施している（目標の80%以上100%未満）
- ・Ⅲ…計画までの実施ができなかった

※年度評価は、計画の実施状況を調査・分析するものであるが、計画を各年度どの程度実施するかは、年度計画に示されるものであることから、一義的には年度計画の実施状況で判断する。

※上記の判断基準は、計画の進行状況を判断する際の目安であり、進行状況にかかる諸事情を勘案して総合的に判断するものとする。

② 委員会による外部評価

ア 小項目ごとの評価

- (i) 委員会において、年度計画の記載事項ごとに内部評価や計画設定の妥当性を総合的に検証し、年度計画の進行状況について、上記①のⅠ～Ⅲの3種類による評価を行う。
- (ii) 企業局による内部評価と委員会による外部評価が異なる場合は、委員会が評価理由等をコメント欄に示す。
- (iii) その他、委員会において実施状況を検討した結果、必要がある場合はコメント欄にコメントを付す。

イ 大項目ごとの評価

アの評価を踏まえ、大項目ごとに以下の3種類によりプランの進行状況を示す。

- ・ S…特筆すべき進行状況にある（アの評価全てがⅡ以上であり、かつⅠが70%以上）
- ・ A…ほぼ計画どおり進んでいる（アの評価でⅢが1項目以内）
- ・ B…進行に問題がある（アの評価でⅢが2項目以上）

※上記の判断基準は、プランの進行状況を判断する際の目安であり、企業局を取り巻く諸事情を勘案して総合的に判断するものとする。

4 全体評価の具体的方法

個別評価の結果等を踏まえつつ、プランの進行状況全体について、記述式により評価する。

5 その他

- (1) 個別評価及び全体評価は別紙様式のとおりとする。
- (2) この実施要領については、各年度評価の実施結果等を踏まえ、不断に見直し・改善を図るものとする。